

平成27年（行ウ）第13号 保護変更決定処分取消請求事件

平成28年（行ウ）第6号 保護変更決定処分取消請求事件

静岡地方裁判所民事第2部合議A係 御中

生活保護費減額処分取消訴訟・静岡

公正な判決を求める要請書

静岡地方裁判所におかれましては、慎重かつ丁寧な審理をされておりますことに深く感謝いたします。さて私たちが訴えた2013年度からの生活保護基準引下げは、過去最大の下げ幅（平均6.5%、最大10%）で、生活保護を利用する96%の世帯が削減されるという大きな影響を与えました。これらは生活保護基準部会における検証結果を正しく踏まえておらず、基準部会など専門家による吟味を一切経ていません。また、消費者物価指数の値下がりや、過大に影響する計算をし「物価偽装」とも言えるほどの問題点が明らかになりました。

生活保護を利用する人たちの生活は、惣菜の量を減らす、風呂の回数を減らす、友人などとのつきあいを減らすなど、厳しい生活がさらに厳しくなっています。そればかりか、人間らしく生きていこうとする希望や前向きな気持ちを奪うものです。今回の引き下げは、憲法25条に基づいて制定された生活保護法3条、8条2項の規定に明確に違反したものです。また、各処分庁による保護費減額処分は9条が規定する実際の必要の相違を考慮しておらず違法です。

生活保護基準にはナショナル・ミニマムとしての役割があり、最低賃金、就学援助基準、住民税非課税基準、保険料や医療費等の減免の基準にもなっていることから、私たちは生活保護を利用する人だけの問題ではないと多くの人に知らせてきました。

貴裁判所におかれましては、原告の実情やこのような状況を踏まえ、徹底した審理の中で、公正な判決を下されることを強く求めます。

| お名前 | ご住所 |
|-----|-----|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

生存権に係る裁判を支援する静岡の会

〒420-0007 静岡市葵区柳町123番地 山内アパート内 静岡県生活と健康を守る会気付

電話 054-254-2998 FAX 054-255-7010

取り扱い団体〔

〕